



令和7年 第3回臨時会

会 議 録

(令和7年5月15日)

枕 崎 市 議 会

令和 7 年
枕崎市議会第 3 回臨時会会期及び会期日程

1 会 期 1 日間（5 月 1 5 日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分	時 間	内 容
5 月 1 5 日（木）	本会議	前 9：30	1 開 会
			2 開 議
			3 会議録署名議員の指名
			4 会期について
			5 休憩
			6 再開
			7 議長の辞職について
			8 議長の選挙について
			9 休憩
			10 再開
			11 副議長の辞職について
			12 副議長の選挙について
			13 常任委員の選任について
			14 議会運営委員の選任について
			15 南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙 について
			16 南薩介護保険事務組合議会議員の選挙 について
			17 休 憩
			18 再 開
			19 議案上程（日程第 5 号、第 6 号）
			20 提案理由の説明
			21 質疑、討論、表決
			22 議案上程（日程第 7 号）
			23 提案理由の説明
			24 質疑、討論、表決
			25 枕崎市議会報調査特別委員の選任につ いて
			26 継続調査の申し出について
			27 閉 会
	委員会	前 10：46	1 産業厚生委員会
		前 10：47	1 総務文教委員会
		前 10：52	1 議会運営委員会

本 会 議 第 1 日

(令和 7 年 5 月 15 日)

令和 7 年
枕崎市議会第 3 回臨時会議事日程（第 1 号）

令和 7 年 5 月 1 5 日 午前 9 時 3 0 分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
追加 1		議長の辞職について	
追加 2		議長の選挙について	
追加 3		副議長の辞職について	
追加 4		副議長の選挙について	
追加 5		常任委員の選任について	
追加 6		議会運営委員の選任について	
3		南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙について	
4		南薩介護保険事務組合議会議員の選挙について	
5	4 8	専決処分の承認を求めることについて	
6	4 9	専決処分の承認を求めることについて	
7	5 0	固定資産評価員の選任について	
追加 7		枕崎市議会報調査特別委員の選任について	
追加 8		継続調査の申し出について	

○本日付議された事件は議事日程（第 1 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員
5 番 水 野 正 子 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員
9 番 禰 占 通 男 議員
11番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員
4 番 上 迫 正 幸 議員
6 番 立 石 幸 徳 議員
8 番 眞 茅 弘 美 議員
10番 平 田 るり子 議員
12番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
宮 下 和 也 書記
山 口 美津哉 書記

畠 野 照 文 書記
吉 井 真 子 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
山 口 太 総務課長
田 代 勝 義 財政課長
福 永 賢 一 税務課長
水 流 敏 幸 監査委員
平 田 寿 一 総務課参事
白 澤 浩 一 税務課主幹兼課税係長

本 田 親 行 副市長
竈 原 正 二 企画調整課長
鮫 島 眞 一 健康・こども課長
橋 口 和 洋 監査委員事務局長
中 村 浩一朗 企画調整課参事
中 山 俊 吾 総務課行政係長
前 原 光 博 税務課主幹兼固定資産税係長

午前 9 時 30 分 開会

○永野慶一郎議長 令和 7 年第 3 回臨時会が本日招集されましたが、出席議員 12 人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第 1 号会議録署名議員の指名であります。本臨時会の会議録署名議員として、5 番水野正子議員、7 番豊留榮子議員を指名いたします。

次に、日程第 2 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9 時 33 分 休憩

午前 9 時 36 分 再開

○吉嶺周作副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま永野慶一郎議長から議長の辞職願が提出されました。

この際、お諮りいたします。

議長の辞職についてを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉嶺周作副議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第 1 号議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、永野慶一郎議長の退席を求めます。

〔永野慶一郎議長 退席〕

○吉嶺周作副議長 お諮りいたします。

永野慶一郎議長の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉嶺周作副議長 御異議なしと認めます。

よって、永野慶一郎議長の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

永野慶一郎議員の着席を求めます。

〔永野慶一郎議員 着席〕

○吉嶺周作副議長 この際、お諮りいたします。

議長の選挙についてを本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉嶺周作副議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで議長選出に当たり、眞茅弘美議員から発言を求められておりますので、枕崎市議会基本条例第 7 条第 6 号の規定により、これを許可いたします。

眞茅弘美議員。

[眞茅弘美議員 登壇]

○8番眞茅弘美議員 このたび枕崎市議会議長の選出に当たり、所信表明をさせていただきます。

私は議員活動を始めた当初から、男女共同参画の推進を訴えてまいりました。そして、令和3年4月には、念願の男女共同参画推進条例が制定され、現在、取組を進めているところでございます。しかしながら、なかなか固定的な性別役割分担意識が根強く残っているのが現状でございます。

人口減少や少子高齢化が進んでいる中では、多様な視点を取り入れ、互いに尊重し合うことが重要です。そのためにも、スピード感を持って取り組むことが必要です。性別に関わりなく、全ての人が社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、誰もが個性と能力を十分に発揮できるような環境を整えていきたいと存じます。

全ての人がともに支え合い、意見を交わし合うことで、より豊かな社会の実現に貢献できると信じております。

また、喫緊の課題として、若者や子育て世代の減少です。

今年の小学新1年生は81名と大きく減少している現状を憂慮しております。若者や子育て世代が安心して定住できるまちをつくることは、私たちの最重要課題の一つであります。そのためにも、子育て支援や教育環境の充実、地域の魅力向上に向けた施策を進め、若い世代が未来に希望や夢を持てるような取組を加速させなければなりません。

しかし、私1人ではできません。枕崎市議会が一丸となって取り組まなければなりません。私自身も先頭に立ち、日々研さんしてまいる決意でございます。

これから変わりゆく新しい時代に向けて前へ進まなければなりません。どうか皆様の御協力と御賛同をお願いし、私の所信表明とさせていただきます。

○吉嶺周作副議長 これから追加日程第2号議長の選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○吉嶺周作副議長 ただいまの出席議員数は12名であります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○吉嶺周作副議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○吉嶺周作副議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○吉嶺周作副議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○吉嶺周作副議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、4番上迫正幸議員、5番水野正子議員、6番立石幸徳議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○吉嶺周作副議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数12票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票12票、無効投票0票。

有効投票中、眞茅弘美議員8票、立石幸徳議員2票、上迫正幸議員1票、禰占通男議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、3票であります。

よって、眞茅弘美議員が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選された眞茅弘美議員に、会議規則第30条第2項の規定により本席から当選の告知をいたします。

それでは、御挨拶をお願いいたします。

[眞茅弘美議長 登壇]

○眞茅弘美議長 このたび、枕崎市議会議長に選出されました眞茅弘美でございます。

まずは、永野前議長、4年間お疲れさまでございました。

この4年間は、市民と市議会との意見交換会がワークショップ方式に変更したことにより、市民の皆様方も話をしたいと望んで参加され、たくさんの意見が集約された意見交換会となりました。また、高校生との意見交換会も実施されました。さらには、高校生が県内初の選挙推進協議会の委員に任命され、3月議会では傍聴にも来ていただきました。

このような取組により、議会が、若者にも理解と関心が得られる機会ができたと思っております。

永野前議長におかれましては、今後、先輩議長といたしまして、御指導のほどよろしくお願いいたします。

それから、喫緊の課題といたしまして、まずは先ほど所信表明でも述べさせていただきましたが、若者や子育て世代の流出を食い止め、枕崎に安心して定住できるまちづくりをつくる。そのためにも、枕崎市議会が一つにまとまり、取り組んでいかなければならないと思っております。

そして、議会の運営、議場の秩序維持にも努めてまいります。

それから、私は、枕崎初の女性議長ということになりますが、このように選出していただいたのには歴史がございます。平成11年枕崎男女共同参画懇話会が設置され、懇話会の委員の方々の御努力、そして、議会や行政の男女共同参画の推進に関わった皆様方のおかげだと感謝申し上げます。

私は、今後、日々研さんし、議長としての職務をしっかりと全うしてまいりますので、どうか皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

○吉嶺周作副議長 議長と交代いたします。

○眞茅弘美議長 ここで暫時休憩いたします。

午前9時56分 休憩

午前9時58分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま吉嶺周作副議長から副議長の辞職願が提出されました。

この際、お諮りいたします。

副議長の辞職についてを本日の日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第3号副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、吉嶺周作副議長の退席を求めます。

[吉嶺周作副議長 退席]

○眞茅弘美議長 お諮りいたします。

吉嶺周作副議長の副議長の辞職を許可することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、吉嶺周作副議長の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

吉嶺周作議員の着席を求めます。

[吉嶺周作議員 着席]

○眞茅弘美議長 この際、お諮りいたします。

副議長の選挙についてを本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、副議長選出に当たり、吉嶺周作議員から発言を求められておりますので、議会基本条例第7条第6号の規定により、これを許可いたします。

吉嶺周作議員。

[吉嶺周作議員 登壇]

○12番吉嶺周作議員 副議長選出に当たり、所信を述べさせていただきます。

新型コロナウイルスが2類感染症から5類感染症へ移行いたしまして、ちょうど2年が経過したところですが、先日の報道で、県内の新型コロナウイルス死者数が3年連続600人を超えていると報じられたところであります。

いまだにコロナの尾が切れぬまま、物価や燃油高騰、さらには令和の米騒動など、国民の生活は疲弊したまま改善の兆しが見えない状況と言えます。そういった中、本市におきましても、昨年は、下水道使用料の値上げ、本年度からは国民健康保険税の値上げと市民の生活はさらに厳しく、逼迫した状態となっていくます。

また、本市の人口減少は顕著に深刻な問題となっており、少子高齢化が進み、若年層の労働力人口が減少し、事業をうまく回せられない、経営が厳しくなった声を多く聞いております。

人口減少は、地域社会を衰退させ、競争力の低下を招き、ひいては税収も減り、財政危機にも陥るわけです。

今後としては、この場にいる皆様方の知恵や想像力を最大限に発揮し、今のこの現状を打破し、枕崎の20年後、30年後の将来を担う若者世代が生涯にわたって定着できる環境づくりを急務として取り組んでいかなければなりません。

また、ふるさと納税が2021年の34億円をピークに、この3年間大きく減少しております。

まちのために幅広い分野で活用できるこのふるさと応援寄附金は画期的な国策であり、地方自治体において貴重な財源となります。その返礼品の在り方も昨今、変化してきており、特産品の少ない鹿児島市は、本年1月から県内初のかごしまおでかけ納税を採用し、返礼品をデジタル商品券として、市内の飲食店や宿泊施設などで利用を可能とし、地域経済を活性化させる事業を展開しております。

本市におきましても、山積みされている諸課題・問題もありますが、改めて万策を講じて、この人口減少問題とふるさと納税の促進に本気で取り組んでいくべきではないでしょうか。

やりましょう！

どうか、皆様方の御賛同と御協力を賜りますようお願い申し上げ、所信とさせていただきます。
ありがとうございました。

○眞茅弘美議長 これから追加日程第４号副議長の選挙を行います。
議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○眞茅弘美議長 ただいまの出席議員数は12人であります。
念のため申し上げます。
投票は単記無記名であります。
投票用紙に被選挙人１人の氏名を記載願います。
投票用紙を配付いたします。

〔書記投票用紙配付〕

○眞茅弘美議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

〔書記投票箱点検〕

○眞茅弘美議長 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

〔書記点呼、投票〕

○眞茅弘美議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○眞茅弘美議長 これから開票を行います。
会議規則第28条第２項の規定により、立会人に、７番豊留榮子議員、９番禰占通男議員、10番平田るり子議員を指名いたします。
ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○眞茅弘美議長 投票の結果を報告いたします。
投票総数12票。
これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち、有効投票12票、無効投票０票。
有効投票中、吉嶺周作議員７票、永野慶一郎議員（11ページに訂正発言あり）２票、立石幸徳議員１票、辻本貴志議員１票、上迫正幸議員１票、以上のとおりであります。
この選挙の法定得票数は、３票であります。
よって、吉嶺周作議員が副議長に当選いたしました。
ただいま副議長に当選された吉嶺周作議員に、会議規則第30条第２項の規定により、本席から当選の告知をいたします。
それでは、御挨拶をお願いいたします。

〔吉嶺周作副議長 登壇〕

○吉嶺周作副議長 ただいま副議長に就任いたしました吉嶺周作です。
副議長として今年で５年目となりますが、新議長がですね、枕崎市政初の女性議長ということで、これまで以上にしっかりと補佐役としてサポートしていきたいと考えております。
それから先ほど述べましたように、本当、人口減少対策と。ふるさと納税のデジタル化といい

ますか、そういった部分もこの２年間力を入れてまいりたいと思います。

皆さんよろしくお願いします。

最後になりますが、永野前議長におかれましては、コロナ禍の２年間、そしてコロナ後の２年間、大変な時期をですね、ともに一緒に、議長職として大変だったと思いますが、議長の経験者としてですね、今後は枕崎市議会を後押し、リードしていただきたいと思います。

皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

○眞茅弘美議長 ただいま議長、副議長が決定いたしましたので、先例により、議席の交代をお願いいたします。

議長は１番、副議長は１２番となります。

永野慶一郎議員は８番に御着席願います。

[永野慶一郎議員 ８番に着席]

○眞茅弘美議長 この際、お諮りいたします。

常任委員の選任についてを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第５号常任委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第５条第１項の規定により、総務文教委員会委員に、平田るり子議員、辻本貴志議員、禰占通男議員、水野正子議員、吉嶺周作議員、立石幸徳議員、産業厚生委員会委員に、上迫正幸議員、橋口洋一議員、下竹芳郎議員、豊留榮子議員、眞茅弘美、永野慶一郎議員、以上の方をそれぞれ指名いたします。

この際、お諮りいたします。

議会運営委員の選任についてを本日の日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第６号議会運営委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第５条第１項の規定により、辻本貴志議員、橋口洋一議員、平田るり子議員、上迫正幸議員、水野正子議員、下竹芳郎議員を議会運営委員会委員に指名いたします。

次に、日程第３号南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、本市議会から選出の南薩地区衛生管理組合議会議員に欠員が生じたため、同組合規約第７条の規定に基づき、選挙を行うものです。

この選挙の定数は３人であります。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○眞茅弘美議長 ただいまの出席議員数は１２人であります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人１人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○眞茅弘美議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○眞茅弘美議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○眞茅弘美議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○眞茅弘美議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に8番永野慶一郎議員、11番橋口洋一議員、2番下竹芳郎議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○眞茅弘美議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数12票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票11票、無効投票1票。

有効投票中、橋口洋一議員4票、眞茅弘美3票、平田るり子議員3票、立石幸徳議員1票、白票1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は0.916票であります。

よって、橋口洋一議員、眞茅弘美、平田るり子議員が南薩地区衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された橋口洋一議員、眞茅弘美、平田るり子議員に、会議規則第30条第2項の規定により、本席からの当選の告知をいたします。

次に、日程第4号南薩介護保険事務組合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、本市議会から選出の南薩介護保険事務組合議会議員に欠員が生じたため、同組合規則第5条の規定に基づき選挙を行うものです。

この選挙の定数は、3人であります。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○眞茅弘美議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○眞茅弘美議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○眞茅弘美議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○眞茅弘美議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○眞茅弘美議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、3番辻本貴志議員、4番上迫正幸議員、5番水野正子議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○眞茅弘美議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票12票、無効投票0票。

有効投票中、辻本貴志議員3票、上迫正幸議員4票、眞茅弘美3票、永野慶一郎議員（11ページに訂正発言あり）2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は1票であります。

よって、上迫正幸議員、辻本貴志議員、眞茅弘美が南薩介護保険事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された上迫正幸議員、辻本貴志議員、眞茅弘美に、会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時57分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで発言の訂正をさせていただきます。

先ほどの副議長の選挙の結果について、永野慶一郎議員2票と申しましたが、正しくは、水野正子議員2票でございました。おわびして訂正いたします。

もう一点、南薩介護保険事務組合議会議員の選挙の結果について、こちらも永野慶一郎議員2票と申し上げましたが、正しくは、水野正子議員2票でございました。おわびして訂正いたします。

次に、日程第5号及び第6号を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、専決処分の承認を求めることについて2件及び人事案件1件の計3件であります。

このうち、ただいま上程されました議案2件について説明を申し上げます。

まず、議案第48号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

これは、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置の適用期限が延長されたこと及び軽自動車税に係る二輪車の車両区分の見直しがなされたこと等に伴い、枕崎市税条例の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

次の、議案第49号専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額並びに減額措置に係る軽減判定所得の基準額の引上げがなされたことに伴い、枕崎市国民健康保険税条例の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○眞茅弘美議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○6番立石幸徳議員 この専決処分については参考資料も説明資料ですね、出されていますので、おおよその点についてですね、特に議案48号のほうの改正部分について、最初に概要といいたしうか、おおよその説明をいただきたいと思います。

○福永賢一税務課長 第48号議案におきましては、市税条例の一部を改正する条例についてですが、市長からの提案理由にもございましたとおり、固定資産税に関する部分と、軽自動車税に関する部分がございます。

固定資産税に関する部分につきましては、大規模マンション等の修繕工事を行った固定資産税の減額措置の適用が2年延びたことと、それに伴い、それに加えて管理組合等があるマンションについて、管理組合の代表者から、そういった手続がなされた場合は、個々の手続がなされなくても、これを適用するという内容を加えたものになります。

それから軽自動車税につきましては、平成31年2月15日に排出ガス規制が強化されましたが、このうち、50cc以下の原動機付自転車につきましては、令和7年11月から適用がなされるということになったわけですが、これにつきましては、基準をクリアする原動機付自転車の開発が困難ということで、125cc以下で最高出力4.0キロワット以下に制御した新基準の原動機付自転車が運転できるように、道路交通法施行規則が改正されて4月1日から施行されたということで、これを受けて、地方税法と同様に、本市の条例においても新基準原付に係る区分を設け、税率を定めたところです。

○6番立石幸徳議員 まずこの本市におけるですね、今回の改正の対象になる、特に50cc以下の原付自転車の利用台数あるいはその利用者といいたしうか、そういった実態はどうなっているんですか。

○福永賢一税務課長 50cc以下の原動機付自転車は、令和7年5月1日現在の登録台数は1,140台となっております。

○6番立石幸徳議員 1,000台を超えるような本市でもそういった状況がございますのでね。

私はこの点も当然、利用者にいろいろと今後どうなるのか、そういう点で非常に関心を持たれている方も少なからずあると思うんですね、もう少し掘り下げてお尋ねをいたしますけど。

まず、今回の50cc以下の原付自転車を、なぜ、こうして規制するようになったのか。

私の調査ではですね、平成29年5月の、いわゆる中央環境審議会、ここでもって原付自転車に限らず、自動車全般の排出ガスの低減対策っていうのが策定されているわけですね、計画がなされている。そして、中央環境審議会の答申を経まして、平成31年2月15日に保安基準の改正、これが告示されています。

それで、その告示の中で今、専決処分の議案となっている第1種原動機付自転車については、2025年11月から適用を開始すると、こういう流れになっていると思うんですね。

要は、告示がはるか5年以上前からされてきている案件なんですけれども、まず、地方税法のほうでは、この税額をどういうふうに規定しているのか。この地方税法の規定と、本市条例の規定、この関連をどういうふうに我々は考えればいいのか、その点について説明をいただきたいと思います。

○福永賢一税務課長 地方税法に規定されているのは、標準税率が規定されております。

あくまでも標準税率が規定されておまして、その標準税率とは何かと申しますと、地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に、基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とすると法第1条第5項にその用語の意義が規定されております。

したがいまして、地方税法上の税率と本市の条例上の税率は一致している状態になりますが、あくまでも標準税率は標準税率ということで、本市は、各自治体は、それぞれの税率について条例で定めることになりますので、結果として同じ税率が定まっていると御理解いただければと思います。

○6番立石幸徳議員 今の説明でよく理解できたつもりなんですけれども、法律で規定してあっても、それはあくまでも標準の税率で、条例でもってしっかりとその実効税率といいましょうか、それは定めるようになっているんだと、こういうふうに理解すればいいんだと思うんですね。

そこで税額2,000円は、今回、標準税率と一緒にすのでね、さして問題はないわけなんですけれども、説明資料の中にある、本年11月から現在の50cc以下の原動機付自転車は、どういうことになるのか、つまりもう11月からはもう全然使えなくなるのか。そして、どうしてもバイクが必要な人は、それまでに例えば買い換えるとかあるいは何らかの対応をしないといけないのか。

そういう点については、税務とは若干外れるかもしれませんが、当局としては、本年11月からこの50cc以下のバイクはどういう形で使用が継続可能なのか、あるいはその販売もこれできないって言っているんですね。作らないのはもうもちろんだけど、販売できないと。その辺についてしっかりと市民に説明をいただきたいと思います。

○平田寿一総務課参事 これまでのバイクの使用についてなんですが、この排出ガス規制につきましては、令和7年11月以降に生産する車両に適用されるものでありますので、現在使用している車両は引き続き使用することは可能です。

それから、この販売につきましては、先ほども言いましたように、令和7年11月以降に製造するものを販売することになりますが、この規制は適用されないので、中古車として販売することは可能です。

○6番立石幸徳議員 一般的に規制ということになりますと、期日が到来したら、それ以降はびしゃっといいまいしょうかね、もう使用、利用、販売、そういったものもできなくなるという感覚を持つんですけれども、その辺については、十二分に市民にもそういった事情は周知方をお願いしておきたいと思います。

それから道路交通規制法上ですね、この資料にもある50cc以下は11月からそういう状況になりますけど、運転をする方は、免許の関係ですね、これは第一種免許で50から125ccまでの原付につ

いては、今の原付運転免許ですとそれが有効といひましようか、その辺の状況については運転免許との関わりではどういふうに考えればいいんですか。

○平田寿一総務課参事 今回、125cc以下、そして最大出力が4.0キロワット以下という条件付きで現在の原付免許で運転することはできますが、この同じ125ccでも最大出力が4.0キロワットを超えるものについては、原付免許では運転はできないと。それについては小型限定普通二輪免許が必要となってきます。

○6番立石幸徳議員 特に高校生等、あるいはその若い人の通学・通勤用のバイクというものは、今さっきあったように1,000台以上が、本市のそういった利用がなされているということですのでね。しっかりとこういった面については、市民への説明会といひましようか、警察署なりそういふのがなされるものなのか、もう既にやっているのか、その説明会等についてはどういった状況になっているんですか。

○平田寿一総務課参事 現在のところ予定はしておりませんが、今後、警察等とも協議を行って、必要性を鑑みて実施をしていく、あるいは市民の方に広報紙等で周知をしていく形を取っていきたいと考えております。

○6番立石幸徳議員 市民への周知方、要望をしておきます。

それから専決の議案第49号の関係ですね、国民健康保険。これは限度額の課税額限度の引上げ、それから軽減についてもですね、5割・2割の対象枠の拡大といひましようか、そういうものについては、これまでもずっと毎年度なされてきているんですが、ちょっとここでいわゆる軽減に関する部分でのこれまでの経過も踏まえて分からないのは、国保税の軽減というのは、7割・5割・2割の軽減がなされるんですが、今回も5割と2割については基準額の見直し基準というのは所得の基準額ですね。ここに専決の資料に出ております。

私の記憶では、この7割軽減については、近年見直しがなされていないんじゃないかと思うんですが、まずその7割軽減の見直しの近年の実態、あるいは今回もその7割軽減については見直しがされていないんですね。

これはどういった事情でこの7割軽減については据置きといひましようか、なっているものなのか、その辺について説明をいただきたいと思ひます。

○鮫島眞一健康・こども課長 国民健康保険税の所得の少ない方に対する軽減措置のうち、7割軽減の対象については、所得が43万円以下となっております。

この額につきましては、地方税法において、国民健康保険税の減額が定められており、その中で、政令で定める基準に従ひ市町村の条例で定めるとされ、本市国保税条例で規定しております。

この43万円の額につきましては、地方税法施行令において、住民税の基礎控除の額が基準として定められており、これまで住民税の基礎控除額に変更があった場合には、7割軽減の基準額も変更されております。

最近では、令和3年度に地方税法の一部改正により、個人所得課税の見直しが行われ、給与所得控除などから基礎控除への振替が行われ、基礎控除額が33万円から43万円へと変更になったことに伴ひ、7割軽減の対象所得額も同じく43万円に変更となっております。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○9番禰占通男議員 議案第48号の特定マンションの概念といひましようか、大規模改修等が行われたマンション、枕崎市に分譲マンションなるものが存在するんですか、どうなんですか。

○福永賢一税務課長 本市には10戸以上の集合住宅が複数存在いたしますが、いずれも賃貸住宅でございまして、分譲マンションは本市には存在していません。

○9番禰占通男議員 消防法でもあったんですけど、将来を見据えてといひましようか、今この資料等を見ると20年以上のものを改修云々となっておりますけど、本市に必要なでなければ別に要らないんじゃないですか。

そしたら、今から20年といたら、もう人口も減って、それこそもうよっぽどでないと対象になる物件がないということになるんじゃないですかね。

○福永賢一税務課長 現在のところ対象はございませんが、今後対象が出てこないとは限らないということで、条例上は制定をしておくということで、今回提案させていただいているところでございます。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

上程中の案件に対し、討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5号及び第6号の2件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号及び第49号の2件は承認することに決定いたしました。

次に、日程第7号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第50号固定資産評価員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

これは、固定資産評価員鮫島眞一から令和7年5月14日をもって辞任したい旨の申出があったことに伴い、その後任として、福永賢一を固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○眞茅弘美議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36号第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第7号固定資産評価員の選任について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○眞茅弘美議長 ただいまの表決権を有する議員数は11人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は、投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○眞茅弘美議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○眞茅弘美議長 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○眞茅弘美議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○眞茅弘美議長 これから開票を行います。
会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、6番立石幸徳議員、7番豊留榮子議員、8番永野慶一郎議員を指名いたします。
ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○眞茅弘美議長 投票の結果を報告いたします。
投票総数11票。
これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。
そのうち、賛成11票、反対0票。
以上のとおり、全員賛成であります。
よって、議案第50号は、同意することに決定いたしました。
次に、各常任委員会及び議会運営委員会から、正副委員長の互選結果について報告を受けておりますので、氏名を読み上げて御報告といたします。
総務文教委員会委員長に平田るり子議員、副委員長に辻本貴志議員、産業厚生委員会委員長に上迫正幸議員、副委員長に橋口洋一議員、議会運営委員会委員長に辻本貴志議員、副委員長に橋口洋一議員、以上であります。
この際、お諮りいたします。
枕崎市議会報調査特別委員の選任についてを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。
よって、そのように決定いたしました。
追加日程第7号枕崎市議会報調査特別委員の選任についてを議題といたします。
私、眞茅弘美は委員の辞任願を提出しましたので、議長としてこれを許可し、これに伴い、委員会条例第5条第1項の規定により、新たに辻本貴志議員を枕崎市議会報調査特別委員会委員に指名いたします。
この際、お諮りいたします。
議会運営委員長から会議規則第72条の規定により、任期中における閉会中の継続調査の申出が提出されております。
本件を急施事件と認め、本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第8号継続調査の申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の継続調査の申出については、配付してあります申出のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本臨時会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本臨時会の議事の全てが終了いたしましたので、令和7年第3回臨時会を閉会いたします。

午前11時35分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会前議長 永 野 慶一郎

枕崎市議会前副議長 吉 嶺 周 作

枕崎市議会議長 眞 茅 弘 美

枕崎市議会議員 水 野 正 子

枕崎市議会議員 豊 留 榮 子